## 〇業界団体における具体的な取組み

<b>山</b> 垣口	+ <del>/</del>			具体的な取組み		
中項目	対策	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
		<ul><li>○ 適切な下請契約の締結と建設労働者の賃金 水準の確保の周知徹底</li></ul>	・国からの関係通知について、会員企業への周知を徹底	・国からの関係通知について、会員企業への周知を徹底	・国からの関係通知について、会員企業への周知を徹底	継続して実施
		<ul><li>○ 予定価格の抜本的な積算体系見直しの要望</li></ul>	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
	適正な賃金水準 の確保	〇 請負単価のアップへの取組み	作業員年収確保のための単価アップ陳情	継続実施	2023/9/13四国鉄筋協議会請負単価改訂願採択 年4回協議会開催	2024/6, 9, 11四国鉄筋協議会開催予定(幹事県徳島
		〇 継続的な受注の確保への取組み	週休二日制に向けた作業員の年収確保のための訴え	継続実施		
		〇 キャリアアップレベル申請の推進	標準見積書におけるキャリアアップレベル3, 4の作業員の日額 増額	継続実施		
		<ul><li>○ 社会保険加入の徹底</li></ul>	  ・会員企業において社会保険加入率100%を維持	  ・会員企業において社会保険加入率100%を維持	  ・会員企業において社会保険加入率100%を維持	  継続して実施
		<ul><li>一次下請け企業に対する下請け契約時の社 会保険加入確認の徹底</li></ul>	・国県発注工事について、すべての下請に対する社会保険加 入確認を実施	・国県発注工事について、すべての下請に対する社会保険加 入確認を実施	・国県発注工事について、すべての下請に対する社会保険加 入確認を実施	継続して実施
		<ul><li>建設業退職金共済制度及び建設共済保険へ の加入促進</li></ul>	・両制度の広報、建設共済保険の会員への個別説明等により 加入を促進	・両制度の広報、建設共済保険の会員への個別説明等により 加入を促進	・両制度の広報、建設共済保険の会員への個別説明等により 加入を促進	継続して実施
	社会保険等加入 の徹底	〇 社会保険加入の徹底	会員企業及び二次以降の取引先へ社会保険100%加入を要請	継続実施	二次以降の取引先へ社会保険100%加入を要請	
		<ul><li>社会保険加入優良企業の認定制度の実施に向けた要望</li></ul>	継続実施 ※業界ごとの制度を公共の制度とできないか	国交省主導の専門工事業の企業評価実現の為専門工事業者 ごとの施工能力見える化に取組み	企業評価の進捗度が業種によるバラツキが大きい 引き続き施工能力見える化に取り組む	
(1) 建設労働者の処 遇改善		〇 国等に対して社会保険未加入対策の厳正な	(意見交換会中止)	意見交換会 コロナ禍のため中止	2023/7/18四国地方整備局との意見交換会実施	2024/6頃 四国地方整備局長との意見交換会予定
地以古		実施の要望 〇 標準見積書の活用に向けた取組み	継続実施	継続実施	継続実施	
	ダンピング対策	○ 低入札に対する罰則強化の要望、工事量確保 の要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
	の強化	〇 ダンピング受注廃絶の要望	  工事量減少に伴うダンピング受注廃絶訴え	継続実施	継続実施	継続実施
		〇 週休2日制を前提とした工期設定の要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
		O 全工事統一休業日の設定	。 (令和4年度より追加)	・四国品確協が定める「統一休業日」を協力団体として実施		継続して実施
	週休2日制等休 暇制度の充実	O 雇用改善に係る情報提供	・全国建設業協会からの雇用改善に係る情報について、周知を徹底	・全国建設業協会からの雇用改善に係る情報について、周知 を徹底	・全国建設業協会からの雇用改善に係る情報について、周知を徹底	継続して実施
		〇 元下間における適正な工期設定の要望	日給制から月給制への移行推進作業日数減少への対応	継続実施	残業規制施行に伴い適正工期の確保要望 週休二日に対する元請各社のベクトルがバラバラ 引続き完全週休二日を訴え	継続実施
		〇 長時間労働とならない適正な工期設定、工事		・国及び県に対して要望活動を実施		継続して実施
	働き方改革の推	施工の半準化及び工事関係書類の間素化の 要望	·四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	·四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	·四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	
	進	〇 適正な工期設定の要望	週休二日を見込んだ適正工期確保の要望		  週休二日を見込んだ工期要望  実情  ゼネコン4週8閉所、地元4週4~6閉所	継続実施
		○ 建設業労働災害防止協会との連携による安全 教育・管理体制の徹底及び無災害会員に対す る顕彰等		・建設業労働災害防止協会と合同で無災害会員企業に対し表彰を実施(令和4年12月) ・優秀会員 8社 ・5年以上連続無災害会員 6社 ・10年以上連続無災害会員 3社 ・20年以上連続無災害会員 3社	・建設業労働災害防止協会と合同で無災害会員企業に対し表彰を実施(令和5年12月) ・優秀会員 8社 ・5年以上連続無災害会員 4社 ・10年以上連続無災害会員 7社 ・20年以上連続無災害会員 3社 ・30年以上連続無災害会員 1社	継続して実施
   <sub>(2)</sub>   建設労働者の労	-> 1 Transport	O 感染症対策の徹底	・国、県、全建等からの関係通知について、会員企業への周知 を徹底	・国、県、全建等からの関係通知について、会員企業への周知 を徹底	・国、県、全建等からの関係通知について、会員企業への周知を徹底	継続して実施
(と) 働環境の整備		〇 現場パトロールの定期的実施の促進	建災防との連携による安全教育、定期パトロールの実施 〇令和3年11月5日 建災防と合同現場パトロール実施 高 松商業高校体育館 〇令和3年11月12日 建災防と合同現場パトロール実施 ア ルファステイツ今里	建災防との連携による安全教育、定期パトロールの実施 〇令和5年1月10日 現場パトロール実施 高松第一高等学校 〇各組合の月例定例会での安全講話	継続実施	継続実施
	 省力化・効率化 等の推進	〇 適正な設計変更及び工期変更の要望	・県と建設業協会経営委員会との意見交換会を実施(令和4年 2月)		・県と建設業協会経営委員会との意見交換会を実施(令和6年 2月)	継続して実施
	省力化・効率化	<ul><li> 現場中心の工事検査及び関係書類の厳選、 簡素化等工事検査制度の改善への提案</li></ul>	・働き方改革を進める上で必要な書類の簡素化等について、 国及び県に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月) ・県と建設業協会経営委員会との意見交換会(令和4年2月)	・働き方改革を進める上で必要な書類の簡素化等について、 国及び県に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月) ・県と建設業協会経営委員会との意見交換会(令和5年2月)	・働き方改革を進める上で必要な書類の簡素化等について、 国及び県に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月) ・県と建設業協会経営委員会との意見交換会(令和6年2月)	継続して実施
	等の推進	<ul><li>新技術・新工法の活用促進の提案</li></ul>	・継続して実施	継続実施	継続実施	継続実施
(2) 建設労働者の労 働環境の整備		O ICT,i-construction,BIMなどの推進	ICT,i-construction,BIMなどの勉強会実施	ICT,i-construction,BIMなどの勉強会実施(元請主導)		
	女性が働きやす い労働環境の整	〇 女性が働きやすい現場環境の整備の促進	・女性の働きやすい現場環境の整備の促進を図ると共に、各種の助成金制度の活用を検討	・女性の働きやすい現場環境の整備の促進を図ると共に、各種の助成金制度の活用を検討	・女性の働きやすい現場環境の整備の促進を図ると共に、各種の助成金制度の活用を検討	継続して実施

1

## 〇業界団体における具体的な取組み

大項目	中項目	対策			具体的な取組み		
· <b>%</b> L	T 74 LI	77.*	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
		備	〇 女性が働きやすい現場環境の整備の促進	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
		多様な人材の確	○ コレワーク四国との連携で若年層の確保を模	R3.1.29コレワーク四国打合せ	コロナ禍のため中断	未実施	
		K	新聞紙上でのイメージアップ広告、関係機関と の連携によるバス見学ツアー、建設機械の操作体験等の実施	・土木の日(11月18日)にあわせて新聞紙上(2面)でイメージ アップ広告を掲載	・土木の日(11月18日)にあわせて新聞紙上(2面)でイメージ アップ広告を掲載	・土木の日(11月18日)にあわせて新聞紙上(2面)でイメージ アップ広告を掲載	継続して実施
				・県と合同で多度津高校土木科1年生(令和3年10月)及び多度 津高校建築科2年生(令和3年10月)と協会の若手技術者との意 見交換会を実施	・県と合同で多度津高校建築科2年生(令和4年10月)及び多度 津高校土木科1年生(令和4年12月)と協会の若手技術者との 意見交換会を実施	・県と合同で坂出工業高校建築科1年生(令和5年11月)及び多度津高校土木科1年生(令和5年12月)と協会の若手技術者との意見交換会を実施	
手の		イメージアップの 推進	〇 高等学校等への出前講座の検討	・高等学校との意見交換会での意見等を踏まえて実施について検討	・高等学校との意見交換会での意見等を踏まえて実施について検討	・高等学校との意見交換会での意見等を踏まえて実施について検討	継続して実施
		11.2	〇 地域への貢献活動の実施	<ul><li>・7支部・部会で地域への貢献活動を実施</li><li>・道路、公園、海岸の清掃、献血、イベント(祭り)支援等</li></ul>	<ul><li>・7支部・部会で地域への貢献活動を実施</li><li>・道路、公園、海岸の清掃、献血、イベント(祭り)支援等</li></ul>	・7支部・部会で地域への貢献活動を実施     ・道路、公園、海岸の清掃、献血、イベント(祭り)支援等	継続して実施
			<ul><li>高等学校等への出前講座の検討</li></ul>	○多度津高校での出前講座 令和3年7月30日 建築科1、2年生15名 教諭3名 ○四国能力開発大学での出前講座 令和3年9月13日 2年生35名	〇多度津高校出前講座 令和4年7月28日 建築科1.2年生12名 教諭3名 講師3名	多度津高校出前講座 2024/7/20 建築科9名 指導員3名	継続実施
材確	(3) 建設産業への理解や関心の向上	<b>ΖΦΞΛΙΠΙΙΕ Τ ΙΤΙΚ</b> Φ	○ 高校生を対象としたインターンシップの拡大・ 充実の検討	した。	・県内の建築・土木科で学ぶ高校生対象に2~3日間のインターンシップを実施(令和4年6月、10月、12月)・2日間の実施をしている高校を3日間の実施に拡大する検討を実施	・県内の建築・土木科で学ぶ高校生対象に2~3日間のインターンシップを実施(令和5年6月、10月、12月)・2日間の実施をしている高校を3日間の実施に拡大する検討を実施	継続して実施
		建設現場を体験 する機会等の拡 充	○ 高校生を対象としたインターンシップの拡大・	・2日間の実施をしている高校を3日間の実施に拡大する検討を実施 〇多度津高校での施工体験	〇匠の学舎事業所見学	匠の学舎事業所見学	継続実施
		*/- *** ## BB ! = 1. 7	充実の検討	令和3年7月30日~令和4年2月11日(上棟式) 東屋建設に伴う躯体工事、仕上工事実習	令和4年4月13日 現場見学会開催 生徒16名 教師5名	2023/4/7 工場現場見学 生徒10名 教師5名	
		教育機関による 情報発信の充実					
		関係機関間の連 携の強化	<ul><li>予備自衛官採用の検討</li></ul>	コロナ禍で合同企業説明会中止	〇自衛隊での企業説明会への参加 令和4年9月15日 オークラホテル丸亀 午前、午後分散して 実施50社	自衛隊企業説明会への参加 2023/9/12 オークラホテル丸亀 参加企業60社	継続実施
		/ M = 7 m = //	〇 女性技術者が活躍できる環境づくりへの要望	・県に対して要望活動を実施 ・知事要望(令和3年9月)	・県に対して要望活動を実施 ・知事要望(令和4年10月)	<ul><li>・県に対して要望活動を実施</li><li>・知事要望(令和5年10月)</li></ul>	継続して実施
		女性の活躍の促進	〇 現場等で活躍している女性技術者等の広報	・現場で活躍する女性技術者の数が少ないことから、広報の方 法等について検討を実施	・現場で活躍する女性技術者の数が少ないことから、広報の方 法等について検討を実施	・現場で活躍する女性技術者の数が少ないことから、広報の方 法等について検討を実施	継続して実施
ŀ		短期・中長期の	<ul><li>・地震・津波に対する海岸堤防等や老朽化施設等、社会資本整備促進の要望</li></ul>	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
	将来を見通すこ 4) とができる環境	公共事業見通し		・経済団体と連名で財務省、国土交通省等要望(令和3年9	·経済団体と連名で内閣総理大臣、自由民主党、国土交通省、財務省要望(令和4年12月)		
	整備	公共事業の安定 的・継続的確保	〇 発注の平準化及び施工の平準化の要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
			〇 長期的、安定的な工事量確保の要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
		公共事業の安定 的・継続的確保		·経済団体と連名で財務省、国土交通省等要望(令和3年9月)、内閣総理大臣、自由民主党、国土交通省等要望(令和3年12月)	·経済団体と連名で内閣総理大臣、自由民主党、国土交通省、財務省要望(令和4年12月)		
			〇 地元建設企業の受注機会の確保の要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令和3年 9月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
手の 材確	(4) とができる環境	担い手確保の促進に向けた入札・契約制度の改善	O 若年技術者等の活躍のできる環境づくりへの 要望	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令3年9 月)	- 国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)、知事要望(令和4年 10月)	・国及び県に対して要望活動を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)、知事要望(令和5年 9月)	継続して実施
	整備			・国、県、全建等からの関係通知について、会員企業への周知			継続して実施
		生産性の向上	〇 小規模工事においてもICTを活用できる積算 基準見直しの要望	を徹底 ・国及び県に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月) ・県と建設業協会経営委員会との意見交換会(令和4年2月)	を徹底 ・国に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和4年9月)	を徹底 ・国に対して要望活動等を実施 ・四国地方整備局長要望(令和5年9月)	継続して実施
		工生はの向上	O ICT活用工事の推進の要望			・県と建設業協会経営委員会との意見交換会を実施(令和6年 2月)	継続して実施
			O VR、BIM等の最新技術を習得	ICT,iーconstruction,BIMなど勉強会実施	コロナ禍で未開催	未開催	元請主導で勉強会開催
		教育・訓練機関 の見直し					
	(1) 職業訓練の充			  香川県高等技術学校高松校出前講座  令和4年2月11日~2月22日 建築システム科7名  鉄筋施工、型枠施工実習	 ○高等技術学校での出前講座(鉄筋+型枠) 令和4年1月31日~2月28日 建築システム科2年生9名 教諭 1名 講師2名	香川県立高等技術学校出前講座 鉄筋、型枠、鳶   2024/2/1 2/22建築システム科2年生9名	継続実施

## 〇業界団体における具体的な取組み

大項目	中項目	対策			具体的な取組み		
人坦日	甲坝日	刈束	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
			○ 訓練機関との連携による研修の実施に向けた 検討	継続実施	継続して実施	継続実施	継続実施
		個別企業の枠を 超えた共同訓練 の実施	○ 建設業者による共同での職人育成活動への 支援	コロナ禍のため富士教育訓練センタ-閉鎖	コロナ禍のため富士教育訓練センター閉鎖	富士教育訓練センター再開 参加者無し	継続実施
	(2) 社内教育の促進	安全教育への支 援		・国の各種助成制度について、会員企業への周知を徹底建災防との連携による安全教育の実施	・国の各種助成制度について、会員企業への周知を徹底 〇建災防との連携による安全教育の実施	・国の各種助成制度について、会員企業への周知を徹底 建災防との連携による安全教育の実施 鉄筋、鳶土工組合定例会 延べ24回実施	継続実施
(;		OJTへの支援		匠の学び舎アカデミーからのOJT受入 令和3年5月13日~8月20日 12日間延べ36名受入れ 令和4年1月12日~1月14日、1月19日~1月21日 9名	〇匠の学び舎アカデミーからのOJT受入 令和4年5月11日~7月1日まで 延べ24日 96名の受入	継続実施(匠の学舎OJT受入 2024/5/10-12,17-19 延べ30名 2024/5/24-26,31-6/2 延べ30名	継続実施
手の、材育		新規採用者等へ の職業教育の支		・三田建設技能センターで新規採用者研修を実施(令和3年4月~6月)※社会人としての常識・ビジネスマナー、安全教育等の研修(参加者15名)	・三田建設技能センターで新規採用者研修を実施(令和4年4月)※社会人としての常識・ビジネスマナー、安全教育等の研修(参加者9名)	・三田建設技能センターで新規採用者研修を実施(令和5年4.5月)※社会人としての常識・ビジネスマナー、安全教育等の研修(参加者15名)	継続して実施
		援	○ 富士教育訓練センターの積極的な活用 ○ 「フレッシュマン合宿」の開催		コロナ禍のため中止	継続実施	継続実施
			○ 「プレックュマン告値」の開催 ○ 資格取得講習会の開催	コロナ禍のため開催断念 •1級土木施工管理技士の受験準備護習会を実施(令和3年5	・1級土木施工管理技士の受験準備講習会を実施(令和4年5	・1級土木施工管理技士の受験準備講習会を実施(令和5年5	雑结  で宝体
			○ 貝竹以付許日太の別値	1版 1 小池工 6 年 1 1 1 2 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	1 版工	1	地位がじて天心
		資格取得への支		月) -受講者数1級52名、2級61名	月) ・受講者数1級25名、2級49名	月) ・受講者数1級31名、2級55名	
(:	3) 資格取得等キャ	抜	<ul><li>○ 資格取得に対する助成制度の周知、各専門工事業団体主催の勉強会の実施</li></ul>	1級.2級技能士受験勉強会開催 令和3年12月12日 四国能力開発大学	〇1級技能士受験勉強会の実施 学科試験勉強会 令和4年12月 計7回実施 実技試験(組立、施工図) 令和4年11月~ 計15回実施	1級技能士受験勉強会 学科試験勉強会 2024/12 計7回実施 実技試験勉強会 2024/11-12 計15回実施	継続実施 合格率100%を目指す
	リア形成の促進	技術者等への顕 彰の実施	O 若年優良建設従事者表彰の実施	・若年優良建設従事者表彰を実施(令和3年12月) ・受賞者21名	・若年優良建設従事者表彰を実施(令和4年12月) ・受賞者21名	・若年優良建設従事者表彰を実施(令和5年12月) ・受賞者21名	継続して実施
		建設技能労働者のキャリアアップ	○ 建設キャリアアップシステムに係る情報提供及び加入促進	・会員の事業者登録の積極的推進 ・会員へカードリーダーを配付 ・国及び県に対してシステム導入等への支援措置を要望 ・四国地方整備局長要望(令和3年7月)、知事要望(令3年9月)	・情報提供及び会員の事業者登録の積極的推進	・情報提供及び会員の事業者登録の積極的推進	継続して実施
手の 材育 (3	(3) 資格取得等キャリア形成の促進		〇 キャリアアップレベル申請の推進	キャリアアップレベル申請の推進		各社随時キャリアアップレベル更新申請	継続実施

## 〇教育・職業訓練機関における具体的な取組み

「項目	中項目	対策			具体的な取組み		
切口 ロー	<b>平</b> 模日	<b></b>	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
(	(1) 建設労働者の処 遇改善	(略)					
		現場の安全管理の推進(感染症対策を含む)	○ 新技術·新工法に関する事業者との共同研究	新技術・新工法に関する事業者との共同研究や技術移転の推	新技術・新工法に関する事業者との共同研究や技術移転の推	新技術・新工法に関する事業者との共同研究や技術移転の推	新技術・新工法に関する事業者との共同研究や技術移転
	(2) 建設労働者の労 働環境の整備	省力化・効率化 等の推進 女性が働きやす	や技術移転の推進	進	進	進	進
		い労働環境の整備 多様な人材の確					
		保					N. I. A. I.
			〇 イベント等への女子学生参画の促進	コロナウィルス感染防止のため、イベントの中止が多く、活発に 活動できていない	学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネットワークとして支え合う枠組みの構築	学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネットワークとして支え合う枠組みの構築	学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネワークとして支え合う枠組みの構築
			O SNSを用いた学生、若手技術者発イメージアップ情報発信の取組み	コロナウィルス感染防止のため、イベントの中止が多く、活発に活動できていない	女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的取組 み	女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的取組み	女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的 み
			〇 香川県建築士会との就職懇談会の実施	・香川県建築士会8名と就職懇談会を実施(令和3年7月) ・専門課程住居環境科1年生対象 計24名	・香川県建築士会6名と就職懇談会を実施(令和4年7月) ・専門課程住居環境科1年生対象 計21名	・専門課程住居環境科1年生(16名)を対象に、香川県建築士 会6名と就職懇談会を実施(令和5年7月)	継続して実施する。
		イメージアップの 推進	<ul><li>○ 四国ブロックポリテックビジョン「ものづくりフェ スタ」等イベントの実施</li></ul>	・「ものづくりフェスタ」は中止となったが、地域イベントに参加 し、小規模なものづくり体験教室を実施 ・さかいで塩まつり:ブース来場者約40名(令和3年10月)	・ものづくりフェスタを実施し、ものづくり体験教室を開催(10月) ・さかいで塩まつりにおいて、住居環境科の制作物を展示(5 月)	・ものづくりフェスタを実施し、ものづくり体験教室を開催(10月) ・技能フェスティバルにおいて、ものづくり体験教室を開催(11 月)	継続して実施する。
					・まるがめ市民学級において、ものづくり体験教室を開催(年5回)	・まるがめ市民学級において、ものづくり体験教室を開催(年3回)	
			〇 高校生へのキャリア教育の充実(産業教育フェアの開催、出前授業等)	・専門高校生の学習成果等を発表するための産業教育フェア を実施(令和2年11月)	・専門高校生の学習成果等を発表するための産業教育フェア を実施(令和3年11月)	・専門高校生の学習成果等を発表するための産業教育フェア を実施(令和5年11月)	継続して実施
手の 材確				・県立高校の職業学科で社会人等の講師による授業を実施 ・専門工事業団体から寄贈された鉄筋構造模型を活用した授 業を実施	・県立高校の職業学科で社会人等の講師による授業を実施・専門工事業団体から寄贈された鉄筋構造模型を活用した授業を実施	・県立高校の職業学科で社会人等の講師による授業を実施	
			○ ミニインターンシップ(半日、1日)による建設現場、設計事務所等の就業前実体験機会の増	・ミニインターンシップの実施	社会基盤メンテナンス教育センター(iMec香川)を高専内に設立。橋梁の維持管理に関する社会人向けの講習会の開催準	社会基盤メンテナンス教育センター(iMec香川)における橋梁の維持管理に関する社会人向けの講習会の開催。「橋梁点検技	維持管理に関する社会人向けの講習会の開催。「橋梁点
			大 		備 「橋梁点検技術者」などの資格取得支援	術者」などの資格取得支援 	術者」などの資格取得支援 
	(3) 建設産業への理解や関心の向上	建設現場を体験 する機会等の拡 充	〇 就職を意識させるための企業実習の実施	- 専門課程住居環境科2年生20名を対象に企業委託実習を実施	・専門課程住居環境科2年生22名を対象に企業委託実習を実施 ・専門課程1年生(21名)に対し、建築業界の在り方・働き方に	実施 ・同科1年生に対し、建築業界の在り方・働き方について企業	継続して実施する。
					ついて企業10社から講義して頂いた。	12社から講義していただいた(11月)。また、建築現場見学会を 2回開催した(10月、11月)。	
			○ 高校生へのキャリア教育の充実(インターン シップ、職場見学会等)	・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に職場見学の実施	・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に職場見学の実施	・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に職場見学の実施	継続して実施
		教育機関による	○ 高校生を対象にした地元企業の学校内企業 説明会	・香川労働局やハローワークと連携して、高校1、2年生を対象 に高校内企業説明会を実施 ・5校で開催し、建設系の企業6社が参加	・香川労働局やハローワークと連携して、高校1、2年生を対象 に高校内企業説明会を実施 ・6校で開催し、建設系の企業8社が参加	・香川労働局やハローワークと連携して、高校1、2年生を対象 に高校内企業説明会を実施 ・6校で開催し、建設系の企業8社が参加	継続して実施
			○ 高校生に対する就職支援セミナーの実施	・各高校において進路指導講演会等を実施 ・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に、建築士会等の関 係機関と連携を図り、若手技術者等との意見交換会を実施	・各高校において進路指導講演会等を実施 ・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に、建築士会等の関係機関と連携を図り、若手技術者等との意見交換会を実施	・各高校において進路指導講演会等を実施 ・工業高校の建築・土木科の生徒を対象に、建築士会等の関 係機関と連携を図り、若手技術者等との意見交換会を実施	継続して実施
		情報発信の充実	○ 関係機関との連携による定時制高校の生徒の 雇用促進(働きながら学ぶための環境整備)	・定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、進路指	・定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、進路指導主事等と連携して求人開拓や、生徒に対する就職相談等を	・定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置し、進路指	継続して実施
				実施 ・今年度の定時制配置校: 三本松、高松、高松工芸、高松商 業、丸亀、多度津	実施 ・今年度の定時制配置校:三本松、高松、高松工芸、高松商 業、丸亀、多度津	実施 ・今年度の定時制配置校:三本松、高松、高松工芸、高松商 業、丸亀、多度津	
			○ 「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系 高校、高専、高等技術学校等の連携	  「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専、高等  技術学校等の連携	   「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専、高等   技術学校等の連携	  「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専、高等  技術学校等の連携	  「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専。  技術学校等の連携
		関係機関間の連 携の強化	○ 指導員の派遣や実習機器の貸与等、訓練機 関間の連携	・住居環境科の材料試験器を活用し、建材の材料試験を住居 環境科の教員指導の下で行った。(4月、8月)	・実施していない。	・今年度は要望がなかったことから、実施していない。	要望に応じて実施する。
		女性の活躍の促進	業後もOGネットワークとして支え合う枠組みの		学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネットワークとして支え合う枠組みの構築	学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネット ワークとして支え合う枠組みの構築	学生時代から女子学生サークルを組織し、卒業後もOGネワークとして支え合う枠組みの構築
手の	(3) 建設産業への理 解や関心の向上	女性の活躍の促進	<ul><li>構築</li><li>○ 女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的取組み</li></ul>	  コロナウィルス感染防止のため、イベントの中止が多く、活発に  活動できていない	   女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的取組   み	女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的取組 み	  女子学生が女性技術者と現場交流や出前授業の継続的  み
材確	将来を見通すこ (4) とができる環境 整備	(略)					
		教育・訓練機関	○ ニーズ調査の実施によるニーズの把握と教育 内容の改善	・建築・土木関係企業12社に対してニーズ調査を実施(令和3年6月~8月)した。 ・構造設計等に関する能力開発セミナーを実施。	年6月~8月)した。	・建築・土木関係企業11社に対してニーズ調査を実施(令和5年6月~8月)した。 ・木造耐力壁の壁倍率評価技術等に関する能力開発セミナー	継続して実施する。
		の見直し			ナーを実施。	を実施	
			○ 学生と若年技術者を対象とした合同セミナー 等、各種セミナーの実施	・ワークサポート香川の協力により出前授業の実施 ・技術士会の協力により出前授業の実施	「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専、高等 技術学校等の連携	「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専、高等 技術学校等の連携	「大学コンソーシアム香川」を活用した工業系高校、高専 技術学校等の連携
		建設産業と他機 関との連携強化	○ 求人企業や能力開発セミナー受講企業との連携の強化	・建築資材製造メーカーからの要望に基づいて、オーダーメイドセミナーを実施した(令和3年8月)。 ・5コースで延べ59名が受講	・建築士会等と連携し、能力開発セミナーの広報を実施した。 3月末までに8コース68名が受講予定。	・建築士会等と連携し、能力開発セミナーの広報を実施した。 3月末までに12コース97名が受講	継続して実施する。

## 〇教育・職業訓練機関における具体的な取組み

大項目	中項目	対策			具体的な取組み		
人坦日	1 22	刈束	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
	(1) 実・活用の促進			社会基盤メンテナンス教育センター(iMec香川)を高専内に設立。橋梁の維持管理に関する社会人向けの講習会の開催準備 「橋梁点検技術者」などの資格取得支援	新技術、基本試験等、卒業生のセミナー受講機会の設置の検討	新技術、基本試験等、卒業生のセミナー受講機会の設置の検 討	新技術、基本試験等、卒業生のセミナー受講機会の設置の検討
		個別企業の枠を 超えた共同訓練 の実施	○ 2022年度より実施予定。iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)	2022年度より実施予定。iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)		iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)	iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)
			<ul><li>建設業者が共同で行う職業訓練の実施</li></ul>	・実施していない。	実施していない	要望に応じて実施する。	要望に応じて実施する。
若手の 人材育				・新型コロナウイルスの影響で、人材育成研究会を開催できて いない。	日本配電制御システム工業会四国支部に対して、人材育成研究会を実施。	日本配電制御システム工業会四国支部に対して、人材育成研 究会を設置し、人材育成の支援を行った。	要望に応じて実施する。
成		安全教育への支援	<ul><li>事業内援助訓練等における安全教育を含んだ 技術指導の実施</li></ul>	・実施できていない。	実施していない。	要望に応じて実施する。	要望に応じて実施する。
	(2) 社内教育の促進	OJTへの支援	○ 職業能力開発体系による人材育成プランの作成や、人材育成の相談・支援の実施	- 実施できていない。		NPO法人土壁ネットワークからの要望を受け、伝統的構法住宅における耐震設計・改修技術に関するセミナーを実施した。	要望に応じて実施する。
		新規採用者等へ の職業教育の支	○ 新技術、基本試験等、卒業生のセミナー受講機会の設置の検討	・かがわ産業支援財団と連携し、年数回の技術講座を実施		iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)	iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)
		援	訪問・相談等の実施	・新規学卒就職者に対して職場定着に向けたサポートを実施	・新規学卒就職者に対して職場定着に向けたサポートを実施	・新規学卒就職者に対して職場定着に向けたサポートを実施	
		資格取得への支	〇 各種資格取得セミナーの開催や講師の派遣	・かがわ産業支援財団と連携し、年数回の技術講座を実施	・かがわ産業支援財団と連携し、年数回の技術講座を実施	iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)	iMec香川での建設業者との職業訓練の実施(橋梁点検実習等の開催)
	(3) 資格取得等キャ	貨幣取得への文援	〇 電気工事士の受験対策セミナーの実施	・要望に応じて受験対策セミナーを実施(令和3年5月、7月、9 月、11月、12月) ・9コースで延べ40名が受講	要望に応じて、受験対策セミナーを実施した。15コースで延べ 118名が受講。	要望に応じて、受験対策講座を実施した。 12コースで延べ70名が受講	要望に応じて実施する。
	(3) リア形成の促進	技術者等への顕 彰の実施					
		建設技能労働者 のキャリアアップ					

自 中項	百日	対策			具体的な取組み		
再目 中項	月日	对策	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
			<ul><li>公共事業労務費調査に基づき、実勢を反映した適切な公共工事設計労務単価を設定</li></ul>	・令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定(令 和4年2月)	令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定(令和 5年2月)	・令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価を決定(令 和6年2月)	継続して実施
		適正な賃金水準 の確保	<ul><li>最新単価適用徹底等による適正な予定価格の設定</li></ul>	・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和3年12月)	地方公共団体における「材料単価の設定状況」について、調査 結果を「見える化」して公表(令和4年6月)	・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和5年11月)	継続して実施
			O あらゆる機会を通じた適切な賃金水準の確保 の要請	・関係団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知(令和4年2月)	継続して実施	・関係団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知(令和6年2月)	継続して実施
	F		<ul><li>入札参加資格を社会保険等加入業者に限定</li></ul>	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
			○ 国土交通省直轄工事における社会保険加入	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
			対策の強化 〇 標準見積書の活用推進	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	<b>†</b>	社会保険等加入 の徹底		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
			記する運用の徹底 〇 社会保険加入推進の強化	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
			〇 社会保険の加入を許可要件化	改正建設業法が令和2年10月に施行されたことにより措置済 み	措置済み	措置済み	措置済み
		ダンピング対策	<ul><li>低入札価格調査制度等の未導入団体への導入の要請</li></ul>	・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和3年12月)	地方公共団体におけるダンピング対策(低入札価格調査制度、最低制限価格制度)の取組み状況について、「見える化」して公表(令和4年11月)	・地方公共団体等あでに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和5年11月)	継続して実施
		の強化	<ul><li>入札金額の内訳書の提出の義務化</li></ul>	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	F		O 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえ た 第四なて 押記与させば	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
/4、建設が		週休2日制等休 暇制度の充実	た適切な工期設定を推進 〇 週休2日制モデル工事を実施	原則、全ての工事を対象に発注者指定方式で発注	継続して実施 ・全工事統一休業日(第2土曜日)の設定	・完全週休2日達成証明書交付の取組みを試行 ・全工事統一休業日(第2、第4土曜日)の設定	・継続して実施 完全週休2日達成企業マークの使用許可 ・全工事週休2日の取組み推進
(1) 建設 遇改		吸削及の元夫	〇 (一社)日本建設業連合会と連携した適正な工 期等に係る相互のフォローアップ体制の構築	継続して実施	継続して実施		
			〇 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止	改正建設業法が令和2年10月に施行されたことにより措置済 み	措置済み	措置済み	措置済み
の 確			〇 施工時期の平準化の促進に向けた取組み	・国債、翌債活用 ・四国品確協における目標設定	継続して実施	継続して実施	継続して実施
Ř.	<b>报</b> 文	働き方改革の推 進	○ 長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策 の推進に向けた支援	消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解	・11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて、「過重労働解 消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解 消に向けた集中的な周知・啓発等の取組みを実施(11月)	・香川建設業関係労働時間削減推進協議会を開催(6月)・建設工事発注者向けリーフレット「労働時間規制を踏まえた 余裕のある工期設定をお願いします」を作成(7月)・建設事業者向け「時間外労働の上限規制に関する説明会」を開催(9~12月)・香川働き方改革推進協議会における「香川働き方改革共同宣言」の実施(10月)・11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて、「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組みを実施(11月)・公共工事発注担当者向け「時間外労働の上限規制適用に伴う対応に関する説明会」を開催(2月)	長時間労働の抑制、人材確保、安全衛生対策の推進に 支援 ・「過重労働解消キャンペーン」の実施
				・生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成(働き方改革推進支援助成金)を行うとともに、働き方・休み方改善ボータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を実施。	を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企	・生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成(働き方改革推進支援助成金)を行うともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を実施・香川労働局独自に助成金を含めた重点周知内容を集約したリーフレットを作成し、企業指導時などあらゆる場面で助成金制度を周知した。	継続して実施。助成金内容の変更やその他の重点周知随時見直し、リーフレットを修正して継続的に周知する。
			○ 国土交通省と厚生労働省が連携した労働災害 防止に関する説明会の実施	で開催(12月)	で開催(令和4年12月) ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者	・「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を香川県で開催(令和5年12月) ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議を開催(令和5年9月)	継続して実施
	ガ側有のカー	現場の安全管理 の推進(感染症 対策を含む)	<ul><li>立入検査や元下契約にかかる講習会等の実施による建設業法令遵守ガイドラインの周知 徹底</li></ul>	・「建設業法令遵守講習会」を実施(11-12月)	・「建設業法令遵守講習会」を実施(令和4年11月-12月) ・令和4年度立入検査予定業者数 約40社 ・元請モニタリング調査を実施し、調査結果を公表(令和4年11月)	・「建設業法令遵守講習会」を実施(令和5年12月)	継続して実施
	ľ		<ul><li>下請取引等実態調査により、元下間の安全経費の負担状況を把握し、立入検査時に指導</li></ul>	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
			○ 建設関係団体を通じた「新型コロナウイルス感 染症対策」に関する情報提供	・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(R3.512改訂/R2.514策定)普及広報	継続して実施	・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(R5.4.26付け)廃止	終了
			○ 国土交通省と厚生労働省が連携した労働災害 防止に関する説明会の実施	で開催(12月)	- 「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を四国地方整備局と連携し開催(11月、12月) ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議をWEB方式で開催(3月予定)	 ・四国ブロック建設工事従事者安全健康確保行政担当者会議 を開催(9月12日) ・建設工事における労働災害防止に関する説明会を開催(12  月7日)	継続して実施

大項目	中項目	対策			具体的な取組み		
入項日	<b>中央日</b>	刈束	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
	(2) 建設労働者の労 働環境の整備	現場の安全管理の推進(感染症対策を含む)		パトロールを建設業労働災害防止協会と合同実施(6月から3月) ・熱中症防止周知パトロール(7月)  ・「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」をスローガンに、安全活動の推進と労働災害防止に向けて、積極的な安全管理活動の実施を呼びかけ(令和3年7月全国安全週間)・「香川県産業安全衛生大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。労働局ホームページに「全国安全週間推進コーナー」を作成し周知・啓発を実施・「向き合おう! こころとからだの健康管理」を全体スローガン、「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康障害防止に向けて、積極的な労働衛生管理活動の推進と健康障害防止に向けて、積極的な労働衛生管理活動の実施を呼びかけ(令和3年10月全国労働衛生週間)・「香川健康づくり推進セミナー」をWEB方式で開催(10月)し、労働局ホームページに「全国労働衛生週間間推進コーナー」を作成し周知・啓発を実施・職場における感染防止対策について、労働局ホームページ	推進と労働災害防止に向けて、積極的な安全管理活動の実施を呼びかけ(令和4年7月全国安全週間) ・「香川産業安全衛生大会」をレウザムホールにおいて、3年ぶりに開催(令和4年7月5日) ・「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンに、労働衛生管理活動の推進と健康障害防止に向けて、積極的な労働衛生管理活動の実施を呼びかけ(令和4年10月全国労働衛生週間) ・「香川健康づくり推進セミナー」を穴吹学園ホールにおいて開催(令和4年10月6日) ・職場における感染防止対策について、労働局ホームページ「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」及びリーフレット「職場における新型コロ	- 7月5日に香川産業安全衛生大会を開催し、幅広く労働災害防止への意識高揚を図った。 - 「目指そうよ二刀流こころとからだの健康職場」をスローガンに全国労働衛生週間(10月1日~7日本週間、9月準備期間)を展開し、健康の保持増進等労働衛生管理の取組みの啓発を行った。 - 「香川健康づくり推進セミナー」をサンメッセ香川にて開催(10月5日)し健康保持増進の啓発を行った。 - 年末年始ゼロ災香川推進運動(12月1日から1月15日)を展開し、主に年末に労働災害防止を啓発するため労働基準監督署	労働災害防止活動のための「全国安全週間」や「全国労働衛 生週間」の周知広報及び年末年始ゼロ災香川推進運動の展

	分体			具体的な取組み		
項目 中項目	対策	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
	省力化・効率化	O CIM、情報共有システム等の活用推進	継続して実施 ・四国地方整備局インフラDX推進本部会議を設置し、推進体制を構築	情報共有システムの原則使用	・情報共有システムの原則使用、BIM/CIM原則適用	継続して実施
Fの 才確	等の推進	O 三者会議、ワンデーレスポンス、設計変更の 改善の推進	継続して実施 ・「直轄請負工事における設計変更ガイドライン(案)」を改訂	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	女性が働きやい労働環境の		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	女性が働きやい労働環境の備		実施し、規定が法の水準を下回る場合やハラスメント対策が不十分な場合には助言・指導を実施。	実施し、規定が法の水準を下回る場合やハラスメント対策が不 十分な場合には助言・指導を実施。 ・改正法の内容については、各種会議、広報誌・局HPへの掲載、報告徴収等あらゆる機会を活用し、周知を図るとともに、 改正法への対応状況を点検するためのチェックリストを作成、 使用者団体を通じて周知を図った。	・育児・介護休業法が定める両立支援制度の内容について、会議等を活用し周知徹底を図るとともに、計画的に報告徴収を実施し、規定が法の水準を下回る場合やハラスメント対策が不十分な場合には助言・指導を実施・上記指導と併せて、育児・介護関係制度の利用を促進するための助成金について周知した。周知においては香川労働局独自に作成した重点周知内容を集約したリーフレットを活用した。・母子手帳とセットで使用できるサイズのリーフレットを作成し、手帳の発行窓口に利用を働きかけた。	会議、広報誌・局HPへの掲載、報告徴収の機会を活用し、
	多様な人材の	œ O				
	床	○ 国土交通省HP「建設現場へGO!」などを始め とする各種メディアを通じた情報発信の強化	り 継続して実施	継続して実施 ・四国建設業PR動画の作成	継続して実施	継続して実施
(3) 建設産業 <sup>へ</sup> 解や関心の		O 未充足求人のフォローアップや企業説明会・企業見学会の実施	・ハローワーク高松に設置した「人材確保対策コーナー」において、未充足求人のフォローアップ支援メニューとして事業主が作成した「自社の強み」を求職者に情報発信・多くの若者等が希望する「働きやすい職場づくり」等について、求人窓口等で事業主へ助言・指導を実施・建設分野を希望する雇用保険受給者の失業認定日を特定曜日(水曜日)に設定し、ミニ面接会、企業説明会等を実施	・ハローワーク高松に設置した「人材確保対策コーナー」において、未充足求人のフォローアップ支援メニューとして事業主が作成した「自社の強み」(PR版)を求職者に情報発信・多くの若者等が希望する「働きやすい職場づくり」等について、求人窓口等で事業主へ助言・指導を実施・建設分野を希望する雇用保険受給者の失業認定日を特定曜日(水曜日)に設定し、ミニ面接会、企業説明会等を実施・「職人育成塾」(厚生労働省委託事業)について、雇用保険受給勤明会や個別の説明会を行い、さらに見学会を4回開催し、同説のの参加勧奨・最新のVR技術を活用した「小型移動式クレーンVR体験会」を	いて、未充足求人のフォローアップ支援メニューとして事業主が作成した「自社の強み」(PR版)を求職者に情報発信・事業主へ求人の見直しを助言するとともに求職者へのPRの提案・建設分野を希望する雇用保険受給者の失業認定日を特定曜日に設定し、ミニ面接会、事業所説明会等を実施・「職人育成塾」(厚生労働省建設労働者育成支援事業)について、雇用保険受給説明会及び個別の説明会を行い、さらに個別見学会を10回開催し、受講勧奨・「建設デイ」では動画視聴とタイル貼り体験会を開催し、建設	継続して実施
				開催し、建設業界に興味を持ってもらい、就労のきっかけを提供 供	業界に興味を持ってもらい、就労のきっかけを提供(9/15,11名参加) ・建設職種の事業所説明会を実施	
	建設現場を体 する機会等の 充					
	教育機関によ 情報発信の充					
	関係機関間の携の強化		・業界団体及び四国地方整備局、香川県、香川労働局、公共職業安定所を構成員とする「香川建設雇用改善推進対策会議」を開催(令和3年12月)・「香川県人村確保対策推進協議会建設分野分科会」を同時に開催し、人材確保対策コーナー(高松所)での取組みについて共有した。	職業安定所を構成員とする「香川建設雇用改善推進対策会 議」を開催(令和4年11月) ・「香川県人材確保対策推進協議会建設分野分科会」を同時 に開催し、人材確保対策コーナー(高松所)での取組みについ て共有した。	職業安定所を構成員とする「香川建設雇用改善推進対策会 議」を開催(令和5年11月) ・「香川県人材確保対策推進協議会建設分野分科会」を同時 に開催し、人材確保対策コーナー(高松所)での取組みについ て共有した。	
	نا شر وبرا		・建設雇用改善法に基づく第10次改善計画の周知及び県内の 建設業の雇用状況、魅力ある職場づくり等について検討	・建設雇用改善法に基づく第10次改善計画の周知及び県内の 建設業の雇用状況、魅力ある職場づくり等について検討 ・CCUS普及促進のため、ハローワークや公共職業訓練施設 利用者に対して周知を実施	・建設雇用改善法に基づく第10次改善計画の周知及び県内の 建設業の雇用状況、魅力ある職場づくり等について検討 ・CCUS普及促進のため、ハローワークや公共職業訓練施設 利用者に対して周知を実施	
/2、 建設産業へ	· 0 神	○ 「女性の定着促進に向けた建設産業行動計 画」等に基づく、総合的な施策の推進	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
(3) 解や関心の		〇 女性向けの総合ポータルサイトを創設	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
		○ 建設マスターの女性推薦枠を活用した女性熟 練技能者の顕彰	・全国で建設マスター5名、建設ジュニアマスター2名の女性を顕彰	継続して実施	・全国で建設マスター7名、建設ジュニアマスター5名(四国1名)の女性を顕彰	継続して実施
	女性の活躍の 進	O 女性活躍推進法に基づく行動計画策定指針 の推進	・令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が労働者数101人以上の事業主に拡大されるため、6月8日及び12月23、24日に局主催で説明会を開催したほか、各種会議や広報誌、局ホームページの活用等あらゆる機会を捉えて改正内容の周知を図った。	等が義務付けられた事業主(労働者数101人~300人)すべてから行動計画の届出がなされた。	女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の周知、履行確保を図る。 ・労働者数301人以上の事業主に義務付けられた「男女の賃金	継続して実施
の 確			12月からは毎月個別相談会を開催し、企業の行動計画策定の取組みを支援を実施。 ・報告徴収等の機会を活用し、対象企業に対し早期に取組みを行うよう働きかけを実施。		の履行を確保するとともに、「男女の賃金の差異」は、男女の 募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差の結果と して現れるものであることから、差異の情報分析と情報公開を 契機とした雇用管理改善及び女性の活躍推進に向けた取組 みを促していく。	
	短期・中長期の 公共事業見通 の確保		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	公共事業の安	○ 債務負担行為の一層の活用 定	継続して実施 ・事業加速円滑化国債の活用	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	的・継続的確何		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	公共事業の安 的・継続的確(	<u>作</u>   土 :	記・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和3年12月)	継続して実施	・地方公共団体等あてに「公共工事の円滑な施工確保について」を通知(令和5年11月)	継続して実施

土塔口	中項目	対策			具体的な取組み		
大項目	中坝日 	刈束	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
	将来を見通すこ (4) とができる環境 整備	担い手確保の促進に向けた入札・契約制度の改善	<ul><li>○ 地域要件の適切な設定</li><li>○ 若手技術者・技能労働者の育成及び確保の 状況を経営事項審査評価へ反映</li></ul>	継続して実施 ・継続して実施 ・技術者の継続教育制度(CPD)及び建設技能者の能力評価制度でレベルアップした技能者をその他審査項目で評価対象化	継続して実施 経営事項審査の加点対象として、建設工事に従事する者の就 業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況として、CCUS の活用状況を評価対象に		継続して実施
			○ i-Constructionの推進	・i-Con普及広報、工事での採用 ・「四国地方整備局インフラDX推進本部会議」を設置し、推進 体制を構築	・継続して実施 ・インフラDXモデルエ事の実施(現場見学会の開催)	・継続して実施 ・インフラDXモデルエ事の実施(現場見学会の開催)	・継続して実施 ・インフラDXモデルエ事の実施(現場見学会の開催)
		生産性の向上	〇 工事現場の技術者に関する規制を合理化	改正建設業法が令和2年10月に施行され、特定専門工事における主任技術者配置が不要化	監理技術制度運用マニュアルを改正し、同一工事と見なせる 範囲の合理化及び技術者途中交代の条件を見直して合理的 な範囲で柔軟な交代を可能に(令和5年1月)	継続して実施	継続して実施
		教育・訓練機関 の見直し	○ 富士教育訓練センター等、地域の核となる教育訓練機関の連携強化	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
	(1) 職業訓練の充 実・活用の促進	建設産業と他機関との連携強化		・香川県では、(一社)職人育成塾が旧塩江小学校内で内装職 人を育成するため、建設産業団体等と連携し講習を実施(令和 3年度6月~、10人受講、10月~、14人受講)		(一社)職人育成塾が職人を育成するため、訓練を実施(令和5年度6月~、12人受講、12人が就職。10月~は見学会を6回実施、15人の参加があったが、受講希望者4名のため開講できず)。説明会を増設。	継続して実施
若手の 人材育		個別企業の枠を 超えた共同訓練 の実施	0				
成	(2) 社内教育の促進	安全教育への支援	○ 安全教育等の講習会受講費用に対する助成	・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)として、中小建設事業主等が行う建設労働者の雇用の改善、技能の向上に関する取組みとして、労働安全衛生法で定める特別教育及び労働安全衛生法に基づく安全衛生教育、教習及び技能講習を建設労働者に受講させた事業主等に助成	・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)として、中小建設事業主等が行う建設労働者の雇用の改善、技能の向上に関する取組みとして、労働安全衛生法で定める特別教育 び労働安全衛生法に基づく安全衛生教育、教習及び技能講習を建設労働者に受講させた事業主等に助成(経費助成は上限100,000円まで、賃金助成は従業員数により1日あたり日額8,550円または7,600円。賃金助成の少生産性向上助成あり、従業員数により1日あたり日額2,000円または1,750円)	継続して実施	継続して実施
	(2) 社内教育の促進	OJTへの支援	○ 「人材開発支援助成金」等のOJT支援の助成制度の実施	得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した場合等に、OJT支援も含め助成・OFFーJT訓練については、人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)として助成(人材開発支援助成金(特定訓	な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的知識、技能の習得をさせるための職業訓練を計画に沿って実施した事業主等を、人材開発支援助成金によってOJT支援も含め助成・OFF-JT訓練については、人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)として助成(人材開発支援助成金(特定訓		継続して実施継続して実施
		新規採用者等へ の職業教育の支援	0				
			<ul><li>○ 技術検定試験の実務経験要件の緩和等の実施</li></ul>	令和3年4月から新制度での技術検定開始		・受検資格の見直し及び国土交通大臣が定める学科を修めて 卒業した者等について第一次検定の一部免除(令和5年5月公 布)	
若手の 人材育 成		資格取得への支 援	<ul><li>○ 資格取得に対する助成制度の実施</li></ul>	員への助成で、その内、専門実践教育訓練の講座を受講した場合、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額を給付(平成29年12月31日以前受講開始した場合には支払った経費の40%に相当する額を給付)	員への助成で、その内、専門実践教育訓練の講座を受講した場合、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額を給付(平成29年12月31日以前受講開始した場合には支払った経費の40%に相当する額を給付)	場合、従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当	
	(3) 資格取得等キャリア形成の促進		0	等で定める登録基幹技能者講習・技能検定のための事前講習 を訓練実施機関等に委託して建設労働者に受講させた事業	・建設労働者の雇用の改善、技能の向上のために、建設業法等で定める登録基幹技能者講習・技能検定のための事前講習を訓練実施機関等に委託して建設労働者に受講させた事業主等に対して、人材開発支援助成は建設労働者技能実習コース)として助成(経費助成は上限100,00円まで、賃金助成は従業員数により1日あたり日額8,550円または7,600円。賃金助成のみ生産性向上助成あり、従業員数により1日あたり日額2,000円または1,750円)	継続して実施	継続して実施
		技術者等への顕彰の実施	○ 若年技能者の新たな顕彰制度として「ジュニア マスター」の実施	・青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰「建設ジュニアマスター」の実施・全国で受賞者116名(四国7名)	継続して実施	・青年優秀施工者 土地・建設産業局長顕彰「建設ジュニアマスター」の実施・全国で受賞者121名(四国9名)	継続して実施
		建設技能労働者のキャリアアップ	○ 建設キャリアアップシステムの普及・活用	・CCUS活用・普及促進ブロック別連絡会議開催(10月)・現場見学会実施(12月 徳島・高知各1回)	<ul><li>・第2回CCUS活用・普及促進ブロック別連絡会議を開催(令和 4年7月)</li><li>・建設人材育成優良企業表彰の実施</li></ul>	・地域における建設キャリアアップシステムの普及・促進に向けた意見交換会を開催予定(令和6年3月)・建設人材育成優良企業表彰の実施(令和5年11月)	継続して実施

大項目	中項目	対策			具体的な取組み		
人坦日	中項日	刈束	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
			○ 実勢を反映した適切な公共工事設計労 務単価の迅速な採用	・国の公共工事設計労務単価の改定に合わせて、令和4年3 月に、10年連続となる設計労務単価の引上げを実施	・国の公共工事設計労務単価の改定に合わせて、令和5年3月 に、11年連続となる設計労務単価の引上げを実施	・国の公共工事設計労務単価の改定に合わせて、令和6年3月 に、12年連続となる設計労務単価の引上げを実施	・継続して実施
		適正な賃金水準	○ 主要資材単価を毎月調査するなど、実 勢価格を用いた予定価格の設定	・燃料及び鋼材、アスファルト合材、生コンクリートについて毎 月資材調査を実施しており、市場価格の動向を踏まえて、迅速 に積算単価を改定		・燃料及び鋼材、アスファルト合材、生コンクリートなど主要資材のほか、新たな取組みとして、市場価格の動向を踏まえて、最新の取引価格を予定価格に適切に反映させるため、物価資料による価格を毎月改定	・継続して実施
		の確保	O 賃金や物価の変動に対応するスライド 条項の適切な運用	・賃金や資材価格等の変動に対応するため、賃金等の変動分について各スライドの運用基準に基づき適正に運用を実施	・賃金や資材価格等の変動に対応するため、賃金等の変動分について各スライドの運用基準に基づき適正に運用を実施	・賃金や資材価格等の変動に対応するため、賃金等の変動分について各スライドの運用基準に基づき適正に運用を実施	・継続して実施
			○ 業界や市町に対する適切な賃金水準の確保の要請	・労務単価の引上げに合わせて、建設業協会及び県建産連並 びに市町に対して、適切な賃金水準での契約について要請	・労務単価の引上げに合わせて、建設業協会及び県建産連並 びに市町に対して、適切な賃金水準での契約について要請	・労務単価の引上げに合わせて、建設業協会及び県建産連並びに市町に対して、適切な賃金水準での契約について要請(令和6年2月20日)	・継続して実施
			<ul><li>入札参加資格を社会保険等加入業者 に限定</li></ul>	・令和3・4年度の入札参加資格名簿においても社会保険等加入業者に限定	・令和3・4年度の入札参加資格名簿においても社会保険等加入業者に限定	・令和5・6年度の入札参加資格名簿においても社会保険等加入業者に限定	・継続して実施
			〇 下請を社会保険等加入業者に限定	・全ての県発注工事において、下請(二次以下を含む)を社会保険等加入業者に限定	・全ての県発注工事において、下請(二次以下を含む)を社会 保険等加入業者に限定	・全ての県発注工事において、下請(二次以下を含む)を社会 保険等加入業者に限定	・継続して実施
			○ 未加入業者の社会保険監督官庁への 通報の徹底	・未加入業者の社会保険監督官庁への通報の徹底(R3年度: なし)	・未加入業者の社会保険監督官庁への通報の徹底(R4年度: なし)	・未加入業者の社会保険監督官庁への通報の徹底(R5年度: なし)	・継続して実施
		社会保険等加入	<ul><li>標準見積書の活用推進</li></ul>	・技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用を推進(令和4年2月県内市町に通知)	・技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用を推進(令和5年2月県内市町に通知)		・継続して実施
		の徹底	○ 施工体制台帳での社会保険加入状況 等を明記する運用の徹底	・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等に基づき、適正に運用	・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等に基づき、適正に運用	・国土交通省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等に基づき、適正に運用	・継続して実施
			<ul><li>建設業退職金共済制度等の適正な運用の促進</li></ul>	・契約締結後に、建設業退職金共済制度掛金収納書の提出を 求めることにより、当該制度の適正な運用を促進	・契約締結後に、建設業退職金共済制度掛金収納書の提出を 求めることにより、当該制度の適正な運用を促進	・契約締結後に、建設業退職金共済制度掛金収納書の提出を 求めることにより、当該制度の適正な運用を促進	・継続して実施
	(1) 建設労働者の処 遇改善			・工事監察、竣工検査において、制度適用事業主工事現場で あることを示す標識の掲示等の確認	・工事監察、竣工検査において、制度適用事業主工事現場で あることを示す標識の掲示等の確認	・工事監察、竣工検査において、制度適用事業主工事現場で あることを示す標識の掲示等の確認	・継続して実施
手の 材確			〇 社会保険の加入を許可要件化	・改正建設業法が令和2年10月に施行されたことにより措置済み			
			<ul><li>最低制限価格や低入札価格調査制度 の適切な運用</li></ul>	・一定以上の工事の入札に低入札調査制度または最低制限 価格制度を継続して実施	・低入札調査制度に係る低入札調査基準価格及び数値的判断基準並びに最低制限価格の引き上げ(計算式の改定)を実施		・継続して実施
		ダンピング対策 の強化	〇 実態に応じた低入札対策の強化の検討	・平成28年度からの総合評価でのペナルティ強化を継続 (期間:150日間→180日間、配点:▲60点→▲90点)	・平成28年度からの総合評価でのペナルティ強化を継続 (期間:150日間→180日間、配点:▲60点→▲90点) ・低入札価格調査基準価格及び、数値的判断基準の引き上げ を実施	・平成28年度からの総合評価でのペナルティ強化を継続 (期間:150日間→180日間、配点:▲60点→▲90点)	・継続して実施
			〇 工事内訳書提出の徹底	・入札者の見積り根拠を明確にして適正な積算の確保を図るため、工事内訳書の提出の義務付けを継続	・入札者の見積り根拠を明確にして適正な積算の確保を図るため、工事内訳書の提出の義務付けを継続	・入札者の見積り根拠を明確にして適正な積算の確保を図る ため、工事内訳書の提出の義務付けを継続	・継続して実施
			<ul><li>建設雇用改善優良事業所への知事感謝状の授与</li></ul>	・建設労働者の雇用改善等に積極的に努力し、その成果が認 められる中小建設事業所に対して知事感謝状を贈呈	建設労働者の雇用改善等に積極的に努力し、その成果が認 められる中小建設事業所に対して知事感謝状を贈呈	・継続して実施	・継続して実施
			○ 「年次有給休暇取得月間(10月)」の周 知・広報	・経済団体等に情報提供を実施	経済団体等に情報提供を実施	・継続して実施	・継続して実施
			〇 より適正な工期設定の推進	・引き続き、国や他県の動向等に注視し、必要であれば改善を検討	・引き続き、国や他県の動向等に注視し、必要であれば改善を 検討	・引き続き、国や他県の動向等に注視し、必要であれば改善を検討	・国の標準工期試算式の改定に合わせ、県における標準工 も見直しする
		週休2日制等休 暇制度の充実	〇 余裕期間を含めた工期設定の検討	・令和3年度から、土木一式工事以外も含めて、700万円以上 の指名競争入札の全てを対象として実施。		令和5年度は、通年維持工事や施工期間に制約がある工事等を除くすべての工事に対象を拡大し、国土交通省においても導入している「フレックス方式」を新たに導入	・継続して実施
			〇 週休2日制モデル工事の試行	・制度を継続して実施するとともに、発注者指定型の試行拡大。 【発注者指定型:22件、受注者希望型:77件で実施、39件終了(うち38件で達成率100%) R4.2.1時点】	閉所適用の考え方となる現場閉所日数の割合を、4週から工期内に変更し、実施の促進を図った 【発注者指定型:323件、受注者希望型:1件で竣工、うち305	事等を除く全ての工事を発注者指定型で発注し、緊急対応が必要な維持工事等を対象に現場に従事する技術者が交替しながら休日を確保する交替制の取組みを実施 【発注者指定型:199件、受注者希望型:1件で竣工、うち198件	和6年度から、国と同様に、月単位の週休2日を推進するた
					件で達成(94.1%) R5.2.1時点】 また、四国地方整備局や市町等と連携し、毎月第2土曜日を 四国地方における「全工事統一休業日」とする取組みを実施	で達成(99%)(R5.12.1時点)】 ・四国地方整備局や市町等と連携し、毎月2回(第2、4土曜日)を四国地方における「全工事統一休業日」とする取組みを実施	・完全週休2日(土日)を促すため、完全週休2日達成工事に 成績評定で加点し、取組みを支援
		 働き方改革の推 進	○ 働き方改革を推進するための働き方改 革推進アドバイザーの派遣	・働き方改革を促進するため県内企業にアドバイザーを派遣	働き方改革を促進するため県内企業にアドバイザーを派遣	<ul><li>継続して実施</li></ul>	・継続して実施
		· <del>-</del>		・「かがわ働き方改革推進宣言」企業の登録及び優良企業表 ・「かがわ働き方改革推進大賞」の実施	「かがわ働き方改革推進宣言」企業の登録及び優良企業表彰 「かがわ働き方改革推進大賞」の実施	・継続して実施	・継続して実施
			<ul><li>○ 柔軟な働き方の推進や、職域拡大のための社内労働環境整備に対する中小企業等への支援</li></ul>	・テレワークの導入に向けた実務講習会の開催及び新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への助成	新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り 組む中小企業等への助成	・継続して実施	・継続して実施
			○ より適正な工期設定の推進(再掲)		・引き続き、国や他県の動向等に注視し、必要であれば改善を検討	・引き続き、国や他県の動向等に注視し、必要であれば改善を検討	・国の標準工期試算式の改定に合わせ、県における標準エも見直しする
	(1) 建設労働者の処 温改善		○ 著しく短い工期による請負契約の締結 を禁止	改正建設業法が令和2年10月に施行されたことにより措置済 み			

1

項目	中項目	対策			具体的な取組み		
<b>塡日</b>	甲埧日	<b>対東</b>	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
			〇 週休2日制モデル工事の試行(再掲)	・制度を継続して実施するとともに、発注者指定型の試行拡大。 大。 【発注者指定型:22件、受注者希望型:77件で実施、39件終了(うち38件で達成率100%) R4.2.1時点】	閉所適用の考え方となる現場閉所日数の割合を、4週から工期内に変更し、実施の促進を図った	がら休日を確保する交替制の取組みを実施 【発注者指定型:199件、受注者希望型:1件で竣工、うち198件 で達成(99%)(R5.12.1時点)】 ・四国地方整備局や市町等と連携し、毎月2回(第2、4土曜	和6年度から、国と同様に、月単位の週休2日を推進するた
			<ul><li>施工時期の平準化の促進に向けた取組み</li></ul>	・債務負担行為や繰越制度等活用による発注や施工時期の平 準化を促進	・債務負担行為や繰越制度等活用による発注や施工時期の平 準化を促進	<ul><li>・債務負担行為や繰越制度等活用による発注や施工時期の平準化を促進</li></ul>	・継続して実施
F			○ 「全国労働衛生週間」などの労働安全 衛生法等の周知・広報	・メルマガ等を活用した情報提供を実施	メルマガ等を活用した情報提供を実施	・継続して実施	・継続して実施
			<ul><li>工事監察における安全管理体制の確認等の実施</li></ul>	・工事現場における安全管理体制や作業環境について現場確認を実施	・工事現場における安全管理体制や作業環境について現場確認を実施	・工事現場における安全管理体制や作業環境について現場確認を実施	・継続して実施
		現場の安全管理 の推進(感染症 対策を含む)	○ 業界団体と連携した現場パトロールの 実施	・建設業協会各支部や県防災協会と合同で安全パトロールを実施	・建設業協会各支部や県防災協会と合同で安全パトロールを実施	・建設業協会各支部や県防災協会と合同で安全パトロールを 実施	・継続して実施
手の 才確			○ 建設関係団体を通じた「新型コロナウイルス感染症対策」に関する情報提供	・国から県に提供された「新型コロナウイルス感染症対策」に関する情報について、建設関係団体に対し迅速な情報提供を実施	・国から県に提供された「新型コロナウイルス感染症対策」に関する情報について、建設関係団体に対し迅速な情報提供を実施	・令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5類感染症に変更され、国交省が発した新型コロナウイルス感染症対応関連通知が廃止されたことに伴い、建設関係団体に対する情報提供を終了	
			〇 新技術・新工法の活用の拡大	・令和2年度の制度を継続し、令和3年度から、ICT法面工を新たに導入した。	・令和4年度から、ICT舗装補修工を新たに導入するとともに、 簡易型の制度拡大を実施し普及促進を図った。	・令和5年度から、ICT土工(1,000m3未満)を新たに導入し普及促進を図った	・令和6年度から、100m3程度までの掘削、床掘を対象に、I 小規模土工を新たに導入し普及促進を図る
			○ 三者会議(発注者、設計者、施工者が 一堂に会しての意見交換等)の実施	・今年度は実施無し。(令和3年度:0件)	・今年度は実施無し。(令和4年度:0件)	・今年度は実施無し(令和5年度:0件)	・継続して実施
			○ 「設計変更ガイドライン」による変更手続きの明確化	・条件明示チェックリストを追加するなど改正して実施	・継続して実施	・令和2年度末に改定した工事の設計変更ガイドラインに追加して、設計業務等の設計変更ガイドラインを策定し、令和5年度から運用	・継続して実施
1	(2) 建設労働者の労 働環境の整備		○ 工事関係書類の簡素化・省力化 ○ ICT活用工事の試行	・継続して実施 ・令和2年度までの制度に加え、新たにICT法面工を追加し試 行を継続。	・継続して実施 ・令和4年度から、ICT舗装補修工を新たに導入するとともに、 簡易型の制度拡大を実施し普及促進を図った	・国や他県の取組状況を注視 ・令和5年度から、ICT土工(1,000m3未満)を新たに導入し普 及促進を図った	・継続して実施 ・令和6年度から、100m3程度までの掘削、床掘を対象に、1 小規模土工を新たに導入し普及促進を図る
		省力化・効率化等の推進	〇 ICT活用工事の普及に向けた支援	・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」として、ICT機器 を導入する建設業者に対し、必要な経費の一部を補助(補助 率1/2、最大補助額100万円、補助実績:6社)	・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」として、ICT機器 を導入する建設業者に対し、必要な経費の一部を補助(補助 率1/2、最大補助額100万円、補助実績:8社) ・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」の補助予算額を 200万円増額(予算額700万)。	・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」として、ICT機器 を導入する建設業者に対し、必要な経費の一部を補助(補助 率1/2、最大補助額100万円、補助実績:7社)	・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中
			〇 週休2日制モデル工事の試行(再掲)	・制度を継続して実施するとともに、発注者指定型の試行拡大。 大。 【発注者指定型:22件、受注者希望型:77件で実施、39件終了(うち38件で達成率100%) R4.2.1時点】	閉所適用の考え方となる現場閉所日数の割合を、4週から工 期内に変更し、実施の促進を図った 【発注者指定型:323件、受注者希望型:1件で竣工、うち305 件で達成(94.1%) R5.2.1時点】 また、四国地方整備局や市町等と連携し、毎月第2土曜日を	・令和4年度から、緊急対応が必要な維持工事や災害復旧工事等を除く全ての工事を発注者指定型で発注し、緊急対応が必要な維持工事等を対象に現場に従事する技術者が交替しながら休日を確保する交替制の取組みを実施(発注者指定型:199件、受注者希望型:1件で竣工、うち198件で達成(99%)(R5.12.1時点)]・四国地方整備局や市町等と連携し、毎月2回(第2、4土曜	和6年度から、国と同様に、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設 ・完全週休2日(土日)を促すため、完全週休2日達成工事
				[원소수·나박소리 상수·기소 상태하스 중앙 기계		日)を四国地方における「全工事統一休業日」とする取組みを 実施	
		女性が働きやす	び 働き方は単を推進するための働き方は 革推進アドバイザーの派遣(再掲)	・働き方改革を促進するため県内企業にアドバイザーを派遣 (再掲)	働き方改革を促進するため県内企業にアドバイザーを派遣(再掲)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・継続して実施
		い労働環境の整備	<ul><li>柔軟な働き方の推進や、職域拡大のための社内労働環境整備に対する中小企業等への支援(再掲)</li></ul>	・テレワークの導入に向けた実務講習会の開催及び新しい働き方への転換や、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への助成(再掲)		・継続して実施	・継続して実施
		女性が働きやすい労働環境の整備	〇 快適トイレ(男女別)設置の試行	・快適トイレ(男女別)設置の試行 令和3年度:35件	・快適トイレ(男女別)設置の試行 令和4年度:11件	・快適トイレ(男女別)設置の試行 令和5年度:19件(R6.2.7時点完了工事)	・継続して実施
	(2) 建設労働者の労		企業等からの相談にワンストップで対応 する外国人労働人材関係相談窓口の 運営	・外国人材を受け入れる県内企業や外国人材からの雇用等に関する相談にワンストップで対応する外国人労働人材関係相談窓口を運営	外国人材を受け入れる県内企業や外国人材からの雇用等に 関する相談にワンストップで対応する外国人労働人材関係相 談窓口を運営	・継続して実施	・継続して実施
	(こ) 働環境の整備	多様な人材の確 保	<ul><li>外国人労働者受け入れに関する情報 提供</li></ul>	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・継続して実施
			〇 女性が活躍する職場に関する情報発信	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・継続して実施
			○ 合同就職面接会や就職活動支援セミナー等の開催	・香川労働局など関係機関と連携して合同就職面接会等を開催	香川労働局など関係機関と連携して合同就職面接会等を開催	・継続して実施するとともに、令和5年度はオンラインイベントシ ステムを活用した就職イベントを開催	・継続して実施
			〇 地方版ハローワークにおける就労支援	・ワークサポートかがわにおいて、転職希望者等に対する就労 相談等を行うとともに高専等での出前授業を実施	ワークサポートかがわにおいて、求職者等に対する就労相談 等を行うとともに高専等での出前授業を実施	・継続して実施	・継続して実施
			○ 小中学生を対象とした建設業の魅力を 伝えるパンフレットの配付	・中学生を対象とした建設業の魅力を伝えるパンフレットの配布(令和3年10月)	・中学生を対象とした建設業の魅力を伝えるパンフレットの配布(令和4年10月)	・中学生を対象とした建設業の魅力を伝えるパンフレットの配布(令和5年10月)	<ul><li>継続して実施</li></ul>
				・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止(休止)			・継続して実施
			〇 建設業の魅力を伝える出前講座の実施			・県民からの希望に応じて職員が集会等の場に出向いて説明 する「県政出前懇談会」のテーマとして「香川の建設業」を設定	・継続して実施

	4.GD	+1 ***			具体的な取組み		
項目	中項目	対策 	取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
		ノメージマップの		ホームページ、SNS関係機関のリンク等の検討	・ホームページ、SNS関係機関のリンク等の検討	・ホームページ、SNS関係機関のリンク等の検討	・継続して実施
手の 材確		イメージアップの 推進	はたらきかけ 〇 求人情報掲載や会社説明会への出展 等の求人活動を支援	補助金」として新たな補助事業を実施。人材確保に関して求人 活動費・採用担当資質向上費・情報発信費を、人材育成に関	・「香川県担い手確保・育成事業補助金」を継続して実施。(補助率1/2、最大補助額20万円、実績:31社)・求人活動費として、求人情報掲載や会社説明会への出展等の求人活動に要する経費の一部を補助。(実績:5社、合計863千円)	・「香川県担い手確保・育成事業補助金」を継続して実施。(補助率1/2、最大補助額20万円、実績:30社)・求人活動費として、求人情報掲載や会社説明会への出展等の求人活動に要する経費の一部を補助。(実績:6社、合計919千円、R6.2.29時点)	・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
	(3) 建設産業への理解や関心の向上		○ セミナーの受講等による採用担当者の 人材養成を支援	・上記の補助事業のとおり。 ・採用担当資質向上費として、セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費の一部を補助(実績:なし)	・上記の補助事業のとおり。 ・採用担当資質向上費として、セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費の一部を補助(実績:なし)	・上記の補助事業のとおり。 ・採用担当資質向上費として、セミナーの受講等による採用担当者の人材養成に必要な経費の一部を補助(実績:1社、合計25千円、R6.2.29時点)	・利用の少ない「採用担当資質向上費」を廃止し、「就労環境 善費」を追加(検討中)
			○ ホームページでの情報発信を支援	・上記の補助事業のとおり。 ・情報発信費として、ホームページでの情報発信に要する経費の一部を補助(実績:11社、合計1,465千円)	・上記の補助事業のとおり。 ・情報発信費として、ホームページでの情報発信に要する経費 の一部を補助(実績:9社、合計1,562千円)	・上記の補助事業のとおり。 ・情報発信費として、ホームページでの情報発信に要する経費の一部を補助(実績:10社、合計1,596千円、R6.2.29時点)	・継続して実施 ・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
				・昨年に引き続き、多度津高等学校土木科1年生33名(令和3		・昨年に引き続き、坂出工業高等学校建築科1年生29名(令和	
		建設現場を体験する機会等の拡充	体験会等の実施	年10月)及び、多度津高寺学校建築科2年生33名(令和3年10月)を対象に現場等体験会を実施 ・測量体験や若手技術者との意見交換会を実施	4年10月)及び、多度津局等学校工不科1年生27名(令和4年12月)を対象に現場等体験会を実施・測量体験や若手技術者との意見交換会を実施	5年11月) 及び、多度津高等学校土木科1年生29名(令和5年12月)を対象に現場等体験会を実施 ・測量体験や若手技術者との意見交換会を実施 ・「G7香川・高松都市大臣会合」が開催されることを記念して、 小中学生と保護者(7月1日:34名 7月2日:40名)を対象に、体 験クルーズを実施(併せて、希望者には県立アリーナの見学を 実施)	者との意見交換会については、継続して実施
		教育機関による 情報発信の充実					
			〇 地方版ハローワークにおける就労支援 (再掲)	・ワークサポートかがわにおいて、転職希望者等に対する就労 相談等を行うとともに高専等での出前授業を実施(再掲)	ワークサポートかがわにおいて、求職者等に対する就労相談 等を行うとともに高専等での出前授業を実施(再掲)	・継続して実施	・継続して実施
		関係機関間の連 携の強化	○ 関係機関の連携の促進を図る仕組み づくりの実施	・業界団体、教育・職業訓練機関、行政の建設人材の確保・育成に向けた取組み状況等について意見交換会を実施	・業界団体、教育・職業訓練機関、行政の建設人材の確保・育成に向けた取組み状況等について意見交換会を実施	・業界団体、教育・職業訓練機関、行政の建設人材の確保・育成に向けた取組状況等について意見交換会を実施(令和6年3月18日)	・継続して実施
			○ 建設人材の確保・育成に関するポータ ルサイトの設置・運営	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」の運営を実施	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」の運営を実施	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」の運営を実施	・継続して実施
		女性の活躍の促 進	<ul><li>○ 女性の職域拡大、登用等に積極的に取り組む企業等の自主宣言(目標)登録 及び優良企業表彰の実施</li></ul>	・「かがわ女性キラサポ宣言」企業の登録及び優良企業表彰 「かがわ女性キラサポ大賞」の実施	「かがわ女性キラサポ宣言」企業の登録及び優良企業表彰 「かがわ女性キラサポ大賞」の実施	・継続して実施	・継続して実施
			O 県HP「かがわ女性の輝き応援団」による取組み事例等の情報発信	・県HPに「働く女性活躍応援セミナー」の開催情報を掲載	県HPに「働く女性活躍応援セミナー」の開催情報を掲載	県HPに自主宣言の内容や優れた企業の取組みなどを掲載	・継続して実施
			○ 総合評価方式(企業評価型)における 「若年・女性技術者育成型」での評価	・平成27年度から評価項目を新設 ・企業評価型全体(409件)の約25%(104件)で評価を実施(令和4年1月末時点)	・平成27年度から評価項目を新設 ・企業評価型全体(507件)の約17%(84件)で評価を実施 (令和5年1月末時点)	・平成27年度から評価項目を新設 ・企業評価型全体(540件)の約19%(101件)で評価を実施(令和6年1月末時点)	・継続して実施
	(3) 建設産業への理解や関心の向上	女性の活躍の促 進	○ 学生等を対象とした県の女性土木職員 による意見交換会等の検討	・意見交換会等の実施内容等を検討	・意見交換会等の実施内容等を検討	・意見交換会等の実施内容等を検討 ・建設業PR動画を作成	・継続して実施
			<ul><li>若年・女性優良建設技術者表彰の実施</li></ul>	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:若 年技術者5名、女性技術者1名)	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:6 名)	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:6 名)	・継続して実施
			○ 女性が活躍する職場に関する情報発信 (再掲)	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・県HP「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」での 情報提供の検討	・継続して実施
-			○ 国や市町と連携した発注見通しの公表	・県HPIに県の発注見通しを公表(5月、10月、補正時(12月、2月)) ・四国地方公共工事品質確保連絡協議会で、発注見通しの統合及び公表(5月、7月、10月、1月)	・四国地方公共工事品質確保連絡協議会で、発注見通しの統	・県HPに県の発注見通しを公表(5月、10月、補正時(12月)) ・四国地方公共工事品質確保連絡協議会で、発注見通しの統 合及び公表(5月、7月、10月、1月)	・継続して実施
			<ul><li>○ 社会資本総合整備計画の公表</li></ul>	・県HPで公表	・県HPで公表	・県HPで公表	・継続して実施
		短期・中長期の 公共事業見通し の確保	<ul><li>国土強靱化地域計画、長寿命化計画、 四国圏広域地方計画等の策定及び着</li></ul>	・計画に基づき各施策を実施 ・国土強靭化地域計画を改訂(令和3年10月)	・計画に基づき各施策を実施	・継続して実施	・継続して実施
			実な実施	・長寿命化計画に基づき各施策を実施	・長寿命化計画に基づき各施策を実施	・長寿命化計画に基づき各施策を実施	・継続して実施
				・広域地方計画に基づき、各プロジェクトを推進	<ul><li>継続して実施</li></ul>		<ul><li>継続して実施</li></ul>
手の					<ul><li>・次期四国圏広域地方計画の骨子(案)の作成</li></ul>	に変更  ・四国圏広域地方計画「基本的な考え方」を公表	- 四国圏広域地方計画素案の作成 
材確			○ 債務負担行為や繰越制度等の活用による発注や施工時期の平準化	・令和3年11月議会において、債務負担行為を設定するとともに、繰越明許費を計上	・令和4年11月議会において、債務負担行為を設定するととも に、繰越明許費を計上	・令和5年11月議会において、債務負担行為を設定するとともに、繰越明許費を計上	・債務負担行為や繰越制度等活用による発注や施工時期の 準化を継続して実施
		公共事業の安定		・年度当初からの予算執行を踏まえた発注見通しを作成・公表 し適切実施	・年度当初からの予算執行を踏まえた発注見通しを作成・公表 し適切実施	・年度当初からの予算執行を踏まえた発注見通しを作成・公表 し適切実施	・継続して実施
			〇 県予算における公共事業予算の安定	・県予算において、必要な公共事業予算を確保	・県予算において、必要な公共事業予算を確保	・県予算において、必要な公共事業予算を確保	・継続して実施
	(4) とができる環境 整備		<ul><li>的・継続的確保</li><li>公共事業費の安定的・継続的確保のための国への要望</li></ul>	・必要な公共工事予算が確保できるように国等への働きかけ ・令和3年度:国土交通省、財務省等へ計6回要望活動を実施	・必要な公共工事予算が確保できるように国等への働きかけ ・令和4年度:国土交通省、財務省等へ計7回要望活動を実施	・必要な公共工事予算が確保できるように国等への働きかけ ・令和5年度:国土交通省、財務省等へ計8回要望活動を実施	・継続して実施
			<ul><li>○ 担い手確保の促進を図る入札・契約制度の改善</li></ul>	・引き続き、改善に向けた制度改正の検討を実施	・引き続き、改善に向けた制度改正の検討を実施	・引き続き、改善に向けた制度改正の検討を実施	・継続して実施

大項目	中項目	対策	具体的な取組み				
入坝口	<b>中央日</b>		取組項目	令和3年度の取組み(実績)	令和4年度の取組み(実績)	令和5年度の取組み(実績)	来年度の取組み(令和6年度)
		担い手確保の促進に向けた入 札・契約制度の	<ul><li>総合評価方式(企業評価型)における 「若年・女性技術者育成型」での評価 (再掲)</li></ul>	・平成27年度から評価項目を新設 ・企業評価型全体(409件)の約25%(104件)で評価を実施(令和4年1月末時点)	・平成27年度から評価項目を新設 ・企業評価型全体(507件)の約17%(84件)で評価を実施 (令和5年1月末時点)	<ul><li>・平成27年度から評価項目を新設</li><li>・企業評価型全体(540件)の約19%(101件)で評価を実施(令和6年1月末時点)</li></ul>	・継続して実施
		改善	〇 地域要件の適切な設定	・入札参加資格を可能な限り県内業者とするほか、一般競争 入札における総合評価方式で地域性を盛り込んだ評価を実施	・入札参加資格を可能な限り県内業者とするほか、一般競争 入札における総合評価方式で地域性を盛り込んだ評価を実施	・入札参加資格を可能な限り県内業者とするほか、一般競争 入札における総合評価方式で地域性を盛り込んだ評価を実施	・継続して実施
			O ICT活用工事の試行(再掲)	・令和2年度までの制度に加え、新たにICT法面工を追加し試行を継続する。	・令和3年度までの制度に加え、ICT舗装補修工を新たに導入するとともに簡易型の制度拡大を実施し普及促進を図った	<ul> <li>・令和5年度から、ICT土工(1,000m3未満)を新たに導入し普及促進を図った</li> </ul>	・令和6年度から、100m3程度までの掘削、床掘を対象に、ICT 小規模土工を新たに導入し普及促進を図る
		生産性の向上	O ICT活用工事の普及に向けた支援(再 掲)	率1/2、最大補助額100万円、補助実績:6社)	・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」として、ICT機器を導入する建設業者に対し、必要な経費の一部を補助(補助率1/2、最大補助額100万円、補助実績:8社)(再掲)・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」の補助予算額を200万円増額。(再掲)	・「香川県ICT活用工事普及促進事業補助金」として、ICT機器を導入する建設業者に対し、必要な経費の一部を補助(補助率1/2、最大補助額100万円、補助実績:7社)(再掲)	・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中) (再掲)
若手の 人材育 成	(1) 職業訓練の充 実・活用の促進	教育・訓練機関の見直し	○ 高等技術学校施設内訓練の必要に応じたカリキュラムの見直し	・建設業界の訓練ニーズを踏まえ、訓練カリキュラム等の見直しを検討した。	高等技術学校施設内訓練の必要に応じたカリキュラムの見直し	・魅力のある訓練科とするため、住まいリフォーム科と住宅建築施工科を統合し、令和6年度に建築施工CAD科を設置する見直しを行った	・継続して実施
		建設産業と他機関との連携強化	<ul><li>○ 「県立高等技術学校運営協議会」への 建設産業団体代表の参加による訓練内 容等の充実</li></ul>		建設産業団体代表の参加による「県立高等技術学校運営協議会」の開催	・継続して実施	・継続して実施
_		建設産業と他機関との連携強化	O 社内教育の実施やセミナー等の受講に よる人材育成を支援	活動費・採用担当資質向上費・情報発信費を、人材育成に関して特別技能教育費・資格取得費を対象とした。(補助率1/2、	・「香川県担い手確保・育成事業補助金」を継続して実施。(補助率1/2、最大補助額20万円、実績:31社)(再掲)・特別技能教育費として社内教育の実施やセミナー等の受講による人材育成に必要な経費の一部を補助。(実績:12社57名、合計631千円)	・「香川県担い手確保・育成事業補助金」を継続して実施。(補助率1/2、最大補助額20万円、実績:30社)(再掲)・特別技能教育費として社内教育の実施やセミナー等の受講による人材育成に必要な経費の一部を補助。(実績:11社54名、合計600千円、R6.2.29時点)	・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
			O 職業訓練機関で行う施設訓練の受講を 支援	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。 ・「建設工事人材育成促進事業補助金」は廃止。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。	・継続して実施 ・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
		個別企業の枠を超えた共同訓練の実施	<ul><li>○ 建設業関連の共同で行われる認定職業訓練に係る運営費等の助成</li></ul>	・建設業関連が共同で実施した認定職業訓練に係る運営費等 の助成	建設業関連が共同で実施する認定職業訓練に係る運営費等 の助成	・継続して実施	・継続して実施
			<ul><li>○ 建設業者が公共職業訓練施設を活用して共同で行う職業訓練を支援</li></ul>	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。 ・「建設工事人材育成促進事業補助金」は廃止。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施	・継続して実施 ・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
	(2) 社内教育の促進	OJTへの支援	〇 職場内研修の実施を支援	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。 ・「建設工事人材育成促進事業補助金」は廃止。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施。	・上記の補助事業のうち、特別技能教育費として継続して実施	・継続して実施 ・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
		新規採用者等へ の職業教育の支 揺		・若手社員の職場定着率の向上を目的とした階層別のセミナーを開催するとともに、希望する企業にアドバイザーを派遣	若手社員の職場定着率の向上を目的とした階層別のセミナー を開催するとともに、希望する企業にアドバイザーを派遣	・継続して実施	・継続して実施
	(3) 資格取得等キャリア形成の促進	資格取得への支援	<ul><li>○ 施工管理技士資格等の取得を支援</li></ul>	績:8社30名、合計491千円) ・「建設工事人材育成促進事業補助金」は廃止。	績:14社49名、合計777千円)	・上記の補助事業のうち、資格取得費として継続して実施(実績:10社46名、合計730千円、R6.2.29時点)	・補助対象者に建設関係コンサルタント業者を追加(検討中)
		技術者等への顕 彰の実施	<ul><li>○ 若年·女性優良建設技術者表彰の実施</li></ul>	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:若 年技術者5名、女性技術者1名)	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:6 名)(再掲)	・「香川県若年・女性優良建設技術者表彰」を実施(受賞者:6 名)(再掲)	・継続して実施(再掲)
		建設技能労働者のキャリアアップ	○ 建設キャリアアップシステムの利用促進		し、建設キャリアアップシステムを導入する現場の評価を実施	・一般競争入札における総合評価方式の評価項目として、建設キャリアアップシステムを導入する現場を評価・導入した工事については、カードリーダーの設置費用や現場利用料を実績に応じて工事費への計上を実施	